# 令和8年度

## 中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外出願支援事業）<br>募集のご案内

公益財団法人岡山県産業振興財団（以下、「財団」）では、県内中小企業者等による海外における発明、実用新案、意匠又は商標の出願に要する、経費の一部を補助することにより、これらの権利を活用した、海外展開を支援します。

### 募集期間

**第1回　令和8年5月18日（月）～6月5日（金）（終了）**
**第2回　令和8年8月17日（月）～9月4日（金）17時まで（必着）**

### 補助率及び上限額

**補助率　補助対象経費の1／2以内**
**補助額　1企業に対する1会計年度内の上限額：300万円**
**案件ごとの上限額：特許150万円**
**実用新案・意匠・商標60万円**
**抜け駆け対策商標30万円**

### 補助対象となる企業

県内に事業所を有する中小企業者等

### 補助対象となる出願

既に日本国特許庁に出願済みの「特許」「実用新案」「意匠」「商標」を活用して、海外展開を図るために外国へ出願するもの。但し交付決定日以降、令和8年12月10日までに外国特許庁への出願または指定国への国内移行が完了し、令和9年1月29日までに、実績報告書の提出ができるものに限ります。

### 補助対象経費

外国特許庁への出願に要する出願手数料、弁理士費用、翻訳料など。

### 申請方法

（公財）岡山県産業振興財団ホームページ掲載の申請書をダウンロードして必要事項を記入のうえ提出ください。（**令和8年度　中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外出願支援事業）第2回　募集要項**をご覧ください。）

事前相談について

海外出願支援事業の申請書提出にあたっては、先行技術調査結果や登記簿、決算書の提出が必要など、申請要件がいくつかありますので、事前に担当者までご相談頂きますようお願いします。

選考方法等

企業の選定にあたっては、審査委員会で選考のうえ、適宜決定する予定です。
審査の経過や内容に関するお問い合わせには、お答えできませんのでご了承ください。

手続きの流れ（※支払いの流れも留意）

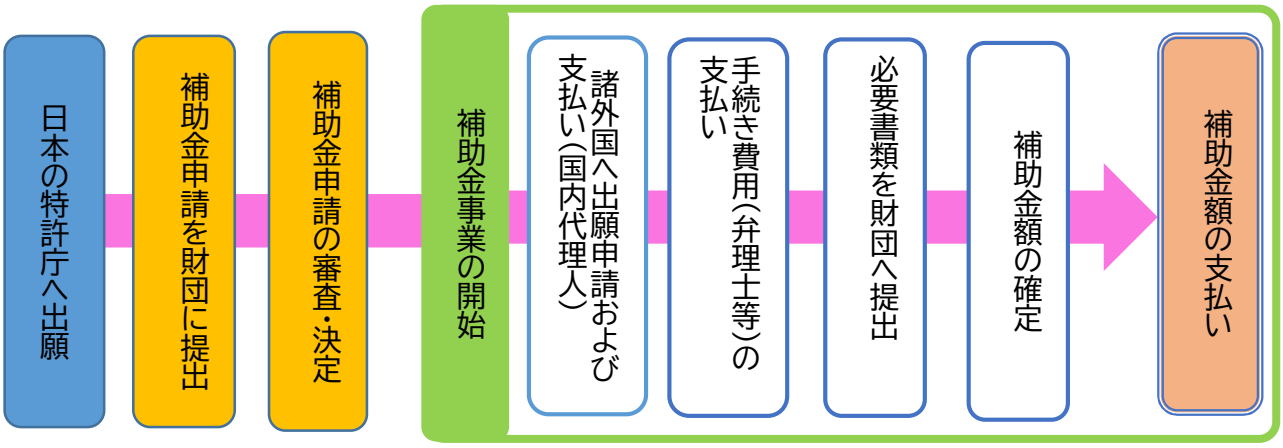


留意事項

※補助対象経費のうち、交付決定日から令和9年1月29日までに支出が完了した経費が補助対象となります。交付決定日前に要した経費は、補助対象となりません。

※実績報告書（様式6）を提出する期限は、外国特許庁へ事業完了後30日以内もしくは、令和9年1月29日のいずれか早い日までに提出する必要があります。

※補助対象外費用：国内出願費用、日本国特許庁へのPCT出願費用（国際出願手数料、国際調査手数料、送付手数料、優先権証明願、予備審査手数料、日本国特許庁への国内移行手数料等）、日本国特許庁への国際商標登録出願の手数料、前述の費用に係る弁理士費用等。

※補助額は、消費税及び地方消費税を除きます。また、審査結果等により申請額を減額して交付決定することがあります。

お問い合わせ先・申請書提出先

〒701-1221
岡山市北区芳賀5301（テクノサポート岡山3F）
公益財団法人岡山県産業振興財団 ものづくり支援部 知的財産支援課（担当 美甘、末廣）
TEL 086-286-9711 FAX 086-286-9706
E-mail gchizai@optic.or.jp